

# Web 約款のご案内

ホームページで「ご契約のしおり・約款」を簡単にご確認いただけます

当社では、お客さまの利便性向上と紙資源削減による環境負荷軽減のため、ホームページにWeb 約款※を掲載し、ご提供しています。なお、この取組みは、SDGsにおける17の目標のうち「12. つくる責任 つかう責任」につながる取組みです。 ※ [Web 約款] とは、当社ホームページで閲覧いただける「ご契約のしおり・約款」のことです。



スマートフォンやパソコン等でいつでも閲覧できます

文字を拡大して閲覧できます

検索機能でご覧になりたい箇所を簡単に閲覧できます

SDGs  
12  
つくる責任  
つかう責任

## Web約款の閲覧方法

1. フコクしんらい生命 Web 約款ページにアクセスしてください。

### 保険をご検討中



#### QRコードを読み取る方法

スマートフォンなどからQRコードを読み取り、アクセスしてください。



#### URLを入力する方法

つぎのURLまでアクセスしてください。

<https://www.fukokushinrai.co.jp/agreement/consider/>

### ご契約成立（保険証券到着）後



#### QRコードを読み取る方法

スマートフォンなどからQRコードを読み取り、アクセスしてください。



#### URLを入力する方法

つぎのURLまでアクセスしてください。

<https://www.fukokushinrai.co.jp/agreement/contractor/>

2. 該当の「ご契約のしおり・約款」を選択してください。PDFファイルが開きます。

商品名 : 低解約返戻金型収入保障保険  
販売名称 : 守ってあげたいFS

上記商品の「ご契約のしおり・約款」を選択してください。  
取扱窓口は「**一般代理店**」です。

- ① 「ご契約のしおり・約款」の中から該当する契約日のボタンを選択してください。  
※契約日は保険証券に記載されています。
- ② 取扱代理店「**その他一般代理店からご加入**」を選択してください。
- ③ 上記商品の「ご契約のしおり・約款」を選択してください。

※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。

## 冊子版「ご契約のしおり・約款」をご希望の場合

冊子版の「ご契約のしおり・約款」をご希望の場合は、生命保険契約申込書の「冊子を希望する」に○を付けてください。ご契約成立後に当社より「ご契約のしおり・約款」を郵送いたします。  
「ご契約のしおり・約款」は保険証券とともに大切に保管してください。

【募集代理店】

【引受保険会社】

**フコクしんらい生命保険株式会社**

〒160-6132 東京都新宿区西新宿8-17-1

TEL 03-6731-2100 (代表)

ホームページ <https://www.fukokushinrai.co.jp>

51240406(24.04) 募AFS1423054(24.2)

# 守ってあげたいFS

2024年4月

低解約返戻金型収入保障保険  
低解約返戻金型収入保障保険【満期給付金支払特則付】

たいせつなご家族の生活を守る収入保障保険です。  
満期給付金のあるタイプもお選びいただけます。



HELLO KITTY  
©2024 SANRIO CO., LTD.  
APPROVAL NO. L646485



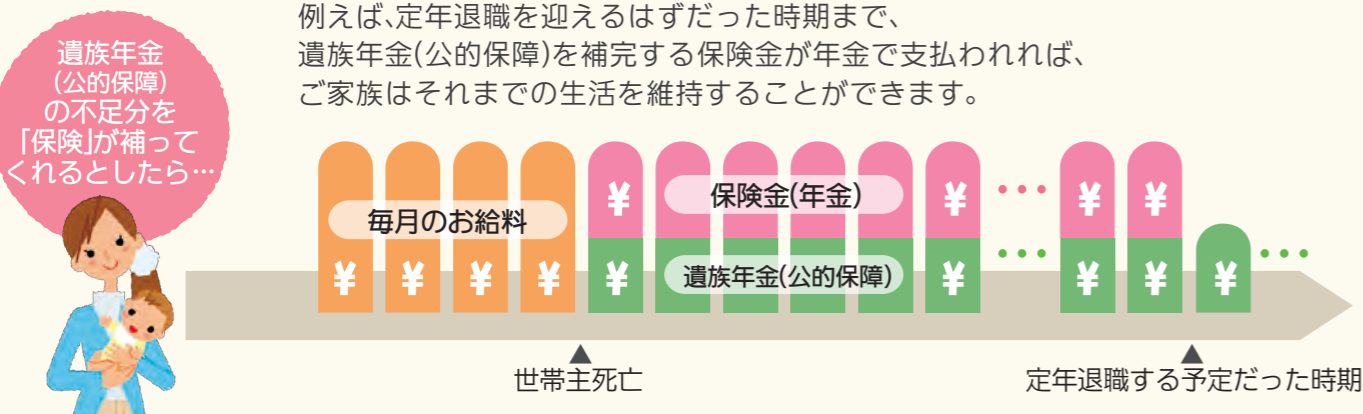
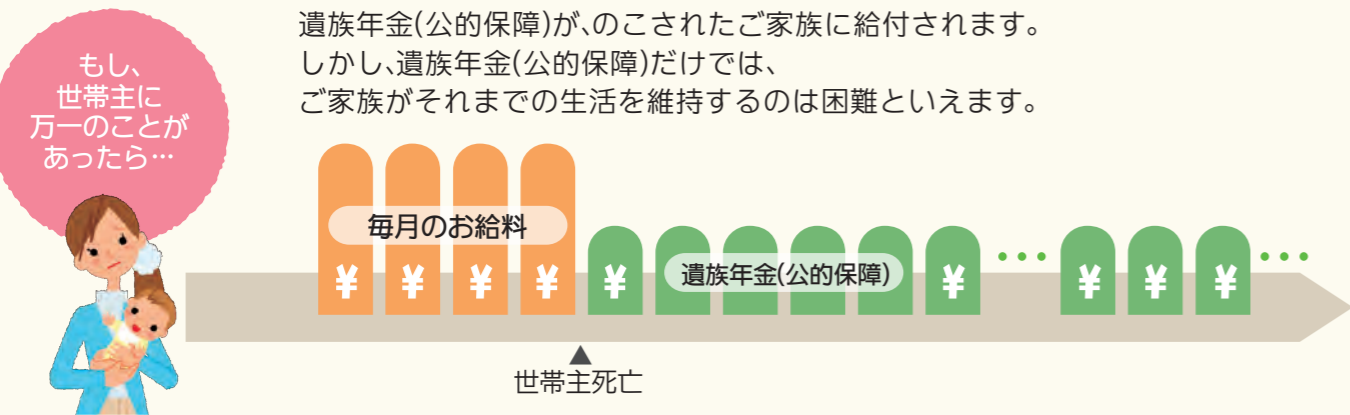
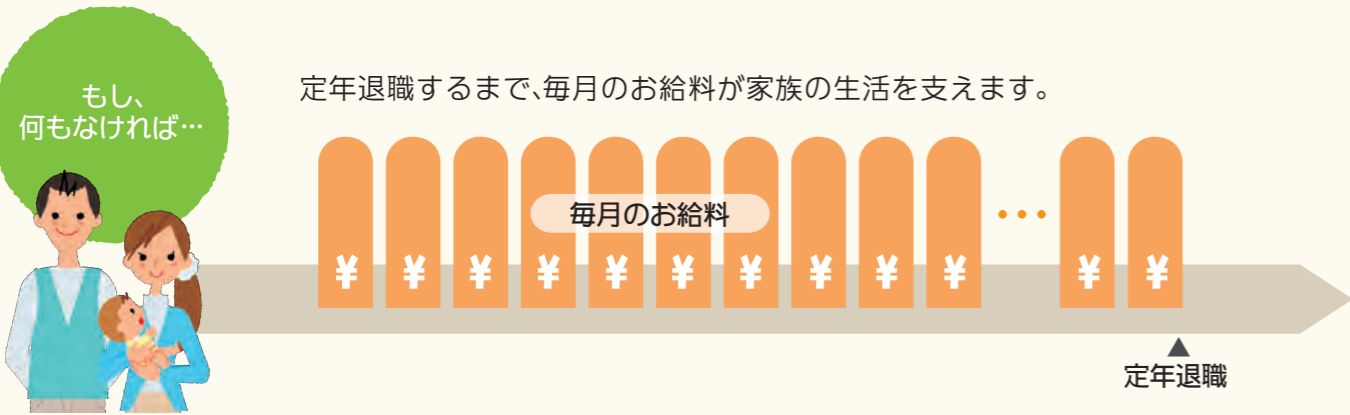
商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報

「契約概要」「注意喚起情報」は、ご契約の内容などに関する重要な情報を記載しています。  
ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

フコクしんらい生命保険株式会社

# 万一のことがあったとき、月々いくらあれば、ご家族の生活を守ることができるでしょうか？

↓ こう考えれば、保険はこんなにシンプルになります。



## 万一のときの保障は「いくら」必要でしょうか？

万一のときに、遺族年金(公的保障)が受け取れる場合、**遺族の必要生活資金**のすべてをご自身で準備する必要はありません。

遺族の必要保障額

=

遺族の必要生活資金

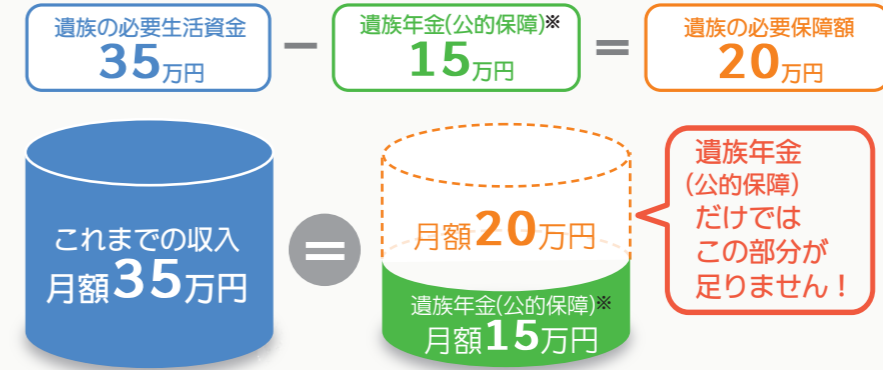
-

遺族年金(公的保障)

POINT 必要保障額の算出には遺族年金(公的保障)の額を考慮に入れます。

### のこされたご家族に必要な月々の生活資金は？

例えば… 遺族の必要生活資金＝月額35万円 遺族年金(公的保障)＝月額15万円の場合



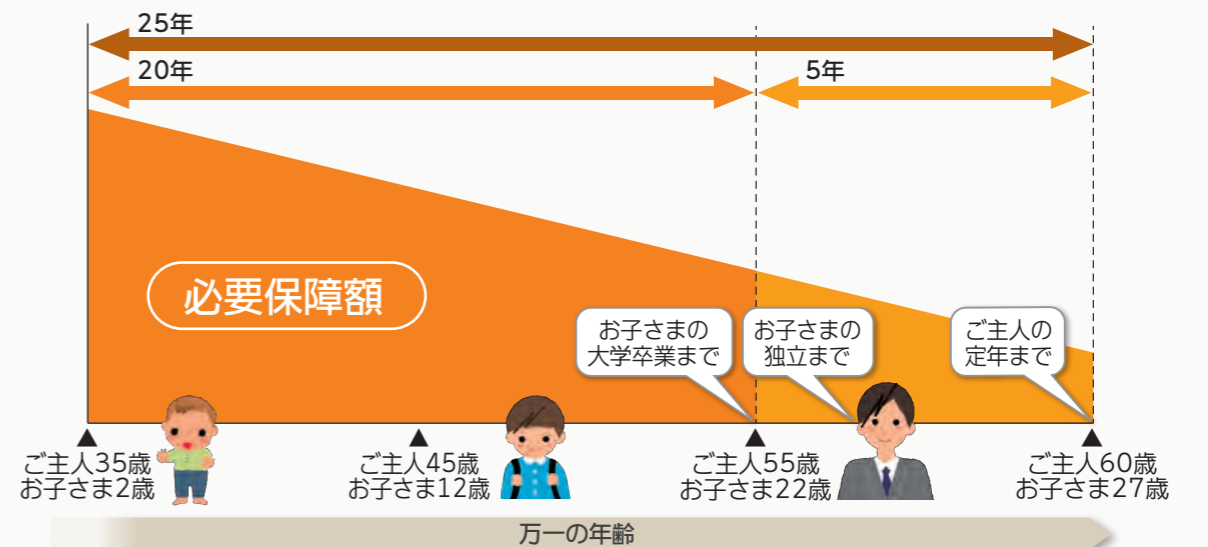
※ 遺族年金(公的保障)の金額は加入状況やお子さまの人数など諸条件により異なります。記載の金額は一例ですので、ご自身の年金額については十分にご確認ください。

## 万一のときの保障は「いつまで」必要でしょうか？

必要保障額は、時間の経過とともに変化します。

一家の収入が途絶えた時に必要な保障額は、**時間の経過とともに変化**していきますので、その時々に見合った保険金額を準備することは、ムダのない保険選びにつながります。

ご家族の構成や年齢によって、万一のときの保障が必要な期間を考えましょう。



# 万一のとき、毎月年金をお支払いして、

死亡または所定の高度障害状態になられた場合、ご家族にお給料のように特に、手厚い保障が必要な現役世代の世帯主の方に、おすすめの保険です。

# ご家族の生活を守るプランです。

毎月一定額の年金をお支払いして、月々の生活を支えます。

## ご契約例

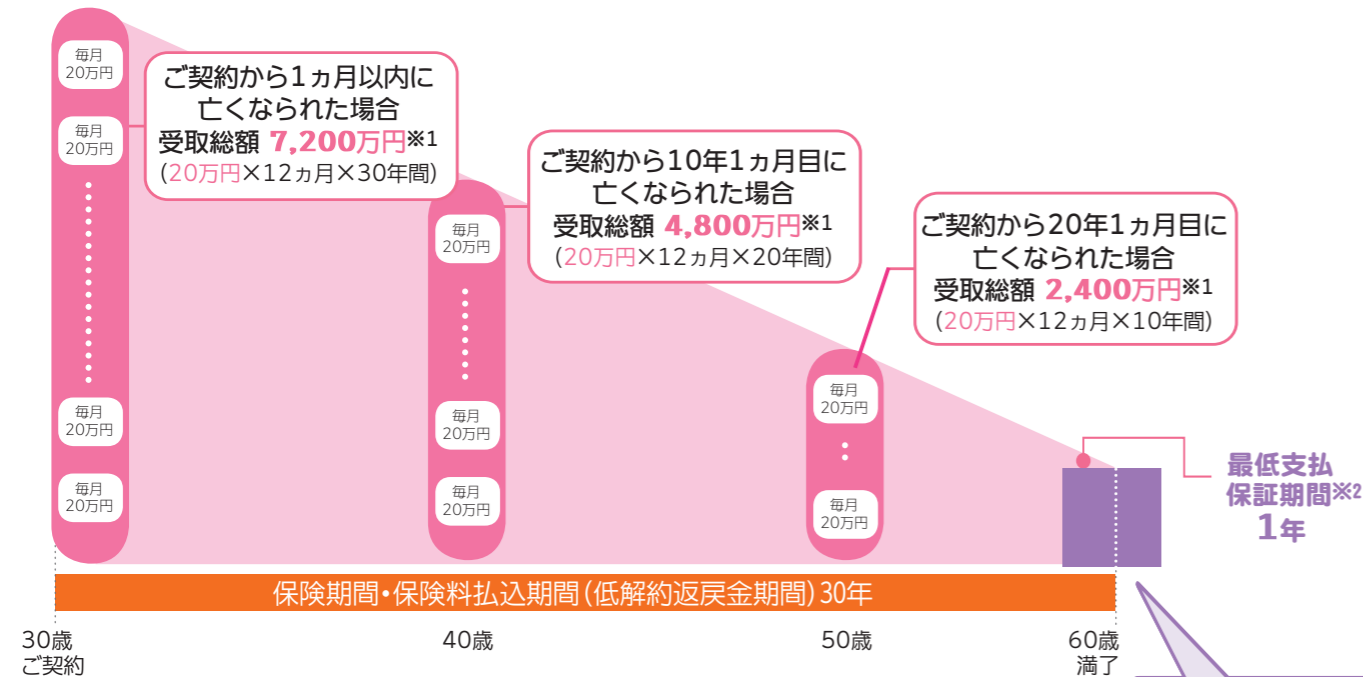
- ご契約年齢・性別：30歳・男性
- 年金支払満了日：保険期間満了日と同一
- 年金月額：20万円
- 保険期間・保険料払込期間（低解約返戻金期間）：60歳
- 最低支払保証期間：1年
- 満期給付金支払特則：なし
- 低解約返戻金割合：70%
- 口座振替月払保険料：5,780円



## 必要保障額の変化に応じて、合理的な設計ができます。

一般的に、必要となる保障額はお子さまの成長とともに減っていきます。期間の経過とともに年金受取総額が減少していきますので、合理的に保障を確保できます。

### ●年金受取総額イメージ図



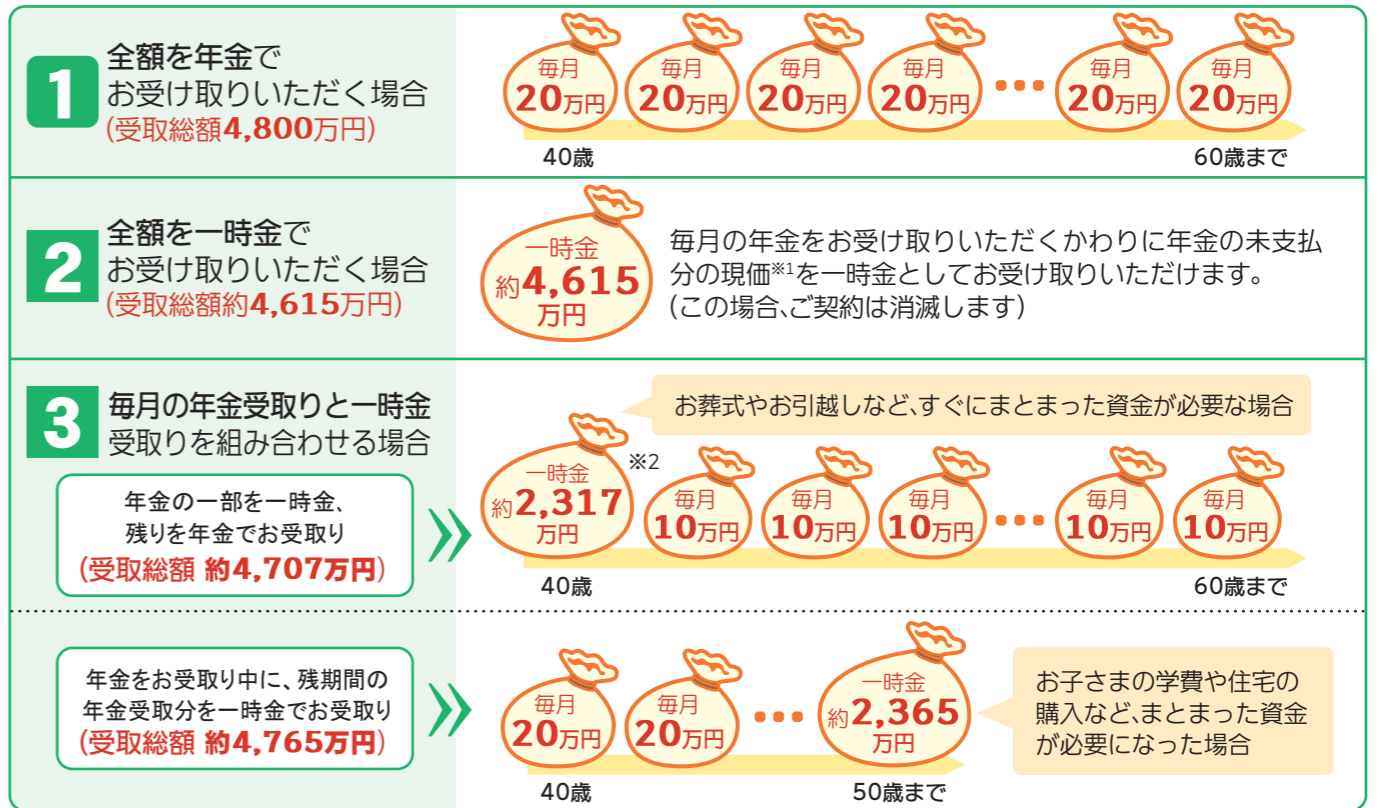
※1 上記の金額は、低解約返戻金型収入保障保険の年金月額を年金支払満了日まで受け取った場合の受取総額です。  
 ※2 年金を支払う場合の最低保証年数である「最低支払保証期間」は、1、2、5年から選択いただけます。  
 \* 年金は保険期間中毎月お支払いします。そのため毎月の年金月額は変わりませんが、亡くなった月によりお受け取りいただく期間と年金の総額が変わります。したがって保険期間の経過により、年金受取総額は毎月減少していきます。  
 \* 万一のときにお受け取りいただく毎月の年金は雑所得として源泉徴収の対象となる場合があります。このため、実際にお受け取りになる金額が上記よりも少なくなる場合があります。

保険期間満了まで残り1年を切った時点で万一のことがあった場合でも、毎月20万円を1年間(受取総額240万円)お受け取りいただけます。

## 年金の受取方法をお選びいただけます。

まとまった資金が必要な場合等、年金を毎月受け取るのではなく、将来お受け取りいただく年金の未支払分の現価※1を「一時金」、または「一部を一時金、残りを年金」でお受け取りいただくことも可能です。

### 受取例 40歳で亡くなられた場合 (左記ご契約例の場合)



※1 年金の未支払分の現価とは、将来に発生する利子を割引いて算出した現在の保険契約の価値をいいます。  
 ※2 年金月額10万円分を一時金としてお受け取りいただいた場合。なお、毎月の年金受取(年金月額10万円)初回分を含みます。  
 \* 年金は保険期間中毎月お支払いします。そのため毎月の年金月額は変わりませんが、亡くなられた月(約款所定の高度障害状態になった月)によりお受け取りいただく期間と年金の総額が変わります。したがって保険期間の経過により、受取総額は毎月減少していきます。

## 付加できる特約一覧

- 平準定期保険特約
- 特定疾病保障定期保険特約
- がん保障定期保険特約
- 介護保障定期保険特約
- 軽度介護保障特約
- 災害割増特約
- 傷害特約
- リビング・ニーズ特約 (2009)
- 保険契約者代理特約
- 指定代理請求特約

# 満期を迎えたとき、生活にゆとりがプラス されるプランです。

無事に満期を迎えると満期給付金を受け取ることができます。

## ご契約例（満期給付金支払特別あり）

- ご契約年齢・性別：25歳・女性
- 年金支払満了日：保険期間満了日と同一
- 年金月額：10万円
- 保険期間・保険料払込期間（低解約返戻金期間）：20年
- 最低支払保証期間：1年
- 満期給付倍率：10倍
- 低解約返戻金割合：70%
- 口座振替月払保険料：5,410円



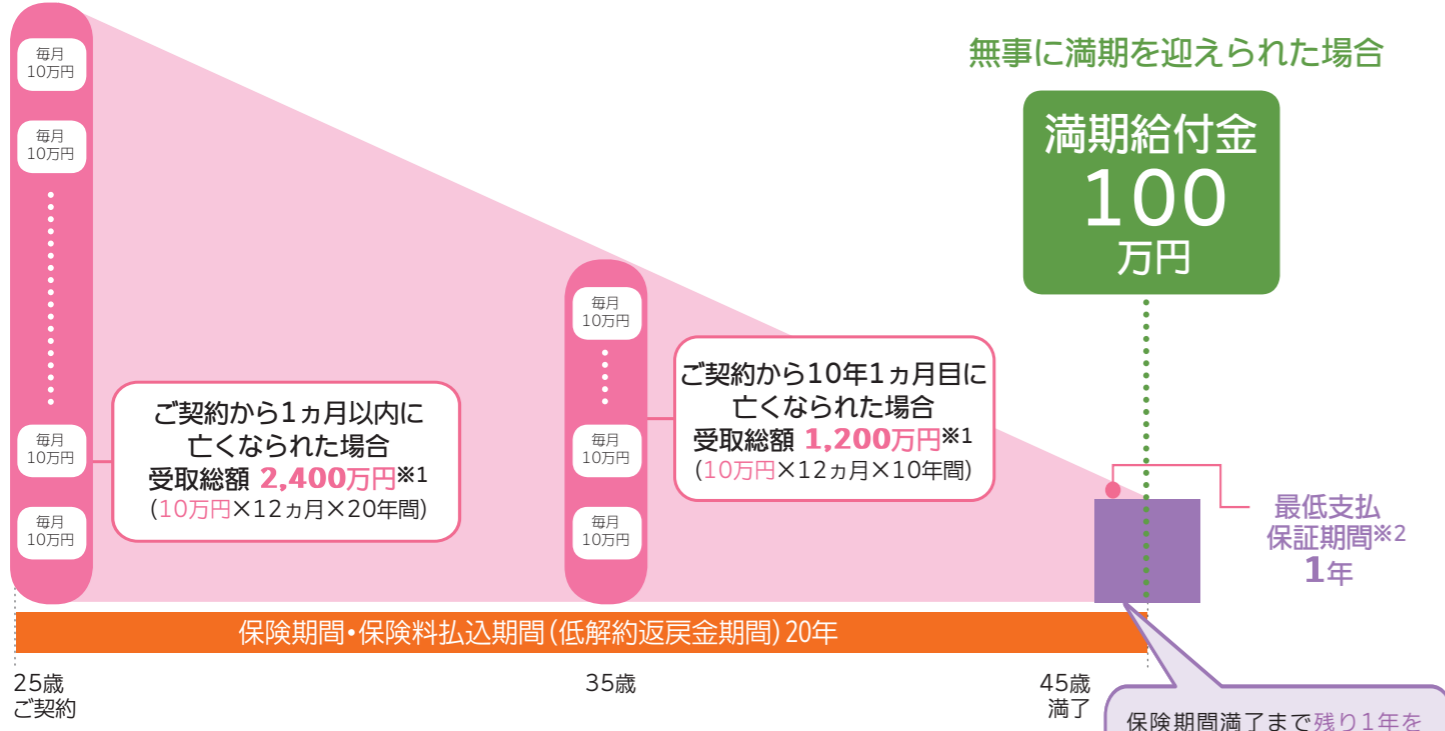
## 満期給付金を受け取れます。

満期給付金  
100万円



など様々な用途にご活用いただけます。

## ●年金受取総額イメージ図



※1 上記の金額は、低解約返戻金型収入保障保険の年金月額を年金支払満了日まで受け取った場合の受取総額です。  
 ※2 年金を支払う場合の最低保証年数である「最低支払保証期間」は、1、2、5年から選択いただけます。  
 ※ 年金は保険期間中毎月お支払いします。そのため毎月の年金月額は変わりませんが、亡くなった月によりお受け取りいただく期間と年金の総額が変わります。したがって保険期間の経過により、年金受取総額は毎月減少していきます。  
 ※ 万一のときにお受け取りいただく毎月の年金は雑所得として源泉徴収の対象となる場合があります。このため、実際にお受け取りになる金額が上記よりも少なくなる場合があります。



## お給料のように、毎月一定額の年金が受け取れます。

年金を毎月お受け取りいただくことで、より計画的にお金を使うことができます。特に、お子さまがいらっしゃる方におすすめの保険です。

### 年金の活用例

ベビーシッターの費用

■1回3時間・週2回利用の場合

年間約 61万円

出典：（公社）全国保育サービス協会「令和4年度実態調査報告書（ベビーシッター-NOW2023）」をもとに当社算出

教育費

■大学入学から卒業までの費用（国公立大学で自宅から4年間通学した場合）

約 481万円

出典：日本政策金融公庫「教育費負担の実態調査結果」(2021年度)

## 月払保険料表 【口座振替（月払）/クレジットカード払（月払）】

- 保険期間・保険料払込期間（低解約返戻金期間）：60歳 ●年金支払満了日：保険期間満了日と同一
- 最低支払保証期間：1年 ●低解約返戻金割合：70%

(単位：円)

年金月額		男性（60歳満了）					
		10万円		20万円		30万円	
		なし	あり	なし	あり	なし	あり
満期給付金支払特別							
満期給付倍率／満期給付金		—	10倍／100万円	—	10倍／200万円	—	10倍／300万円
契約年齢	25歳	2,880	5,070	5,760	10,140	8,040	14,610
	26歳	3,570	5,820	5,740	10,260	8,040	14,790
	27歳	3,550	5,870	5,740	10,400	8,040	15,030
	28歳	3,530	5,940	5,760	10,560	8,070	15,270
	29歳	3,510	6,010	5,760	10,740	8,070	15,570
	30歳	3,510	6,090	5,780	10,940	8,130	15,870
	31歳	3,500	6,180	5,800	11,160	8,190	16,230
	32歳	3,490	6,280	5,820	11,400	8,730	17,100
	33歳	3,480	6,390	5,840	11,660	8,760	17,490
	34歳	3,480	6,510	5,880	11,920	8,820	17,880
	35歳	3,480	6,650	5,920	12,240	8,880	18,360
	36歳	3,540	6,840	6,060	12,660	9,090	18,990
	37歳	3,580	7,030	6,180	13,100	9,270	19,650
	38歳	3,620	7,240	6,300	13,560	9,450	20,340
	39歳	3,660	7,470	6,420	14,040	9,630	21,060
	40歳	3,690	7,700	6,520	14,540	9,780	21,810
	41歳	3,710	-	6,600	-	9,900	-
	42歳	3,720	-	6,660	-	9,990	-
	43歳	3,730	-	6,740	-	10,110	-
	44歳	3,730	-	7,460	-	10,170	-
45歳	3,730	-	7,460	-	10,200	-	
46歳	3,700	-	7,400	-	10,170	-	
47歳	3,670	-	7,340	-	10,140	-	
48歳	3,610	-	7,220	-	10,020	-	
49歳	3,520	-	7,040	-	9,840	-	
50歳	3,420	-	6,840	-	10,260	-	

※ 上記保険料は2024年4月2日現在の保険料率を適用しています。  
 ※ 被保険者の契約年齢は、契約日における満年齢で計算します。  
 ※ 上記以外のプランをご希望の場合には、取扱代理店までお問い合わせください。

## 月払保険料表 【口座振替（月払）/クレジットカード払（月払）】

- 保険期間・保険料払込期間（低解約返戻金期間）：60歳 ●年金支払満了日：保険期間満了日と同一
- 最低支払保証期間：1年 ●低解約返戻金割合：70%

(単位：円)

年金月額		女性（60歳満了）					
		10万円		20万円		30万円	
		なし	あり	なし	あり	なし	あり
満期給付金支払特別							
満期給付倍率／満期給付金		—	10倍／100万円	—	10倍／200万円	—	10倍／300万円
契約年齢	25歳	1,980	4,200	3,960	8,400	5,310	12,000
	26歳	2,690	4,980	4,000	8,560	5,400	12,240
	27歳	2,680	5,060	4,020	8,760	5,430	12,570
	28歳	2,680	5,140	4,060	8,960	5,520	12,870
	29歳	2,690	5,230	4,100	9,180	5,610	13,230
	30歳	2,690	5,320	4,140	9,400	5,670	13,560
	31歳	2,690	5,420	4,180	9,640	5,760	13,950
	32歳	2,690	5,530	4,220	9,900	6,330	14,850
	33歳	2,680	5,640	4,240	10,160	6,360	15,240
	34歳	2,690	5,760	4,280	10,440	6,420	15,660
	35歳	2,680	5,880	4,300	10,700	6,450	16,050
	36歳	2,690	6,050	4,360	11,080	6,540	16,620
	37歳	2,700	6,220	4,440	11,460	6,660	17,190
	38歳	2,710	6,400	4,500	11,860	6,750	17,790
	39歳	2,710	6,580	4,540	12,280	6,810	18,420
	40歳	2,710	6,790	4,580	12,740	6,870	19,110
	41歳	2,720	-	4,620	-	6,930	-
	42歳	2,710	-	4,640	-	6,960	-
	43歳	2,700	-	4,660	-	6,990	-
	44歳	2,690	-	5,380	-	7,020	-
45歳	2,670	-	5,340	-	7,020	-	
46歳	2,640	-	5,280	-	7,020	-	
47歳	2,610	-	5,220	-	6,960	-	
48歳	2,540	-	5,080	-	6,810	-	
49歳	2,450	-	4,900	-	6,600	-	
50歳	2,330	-	4,660	-	6,990	-	

※ 上記保険料は2024年4月2日現在の保険料率を適用しています。  
 ※ 被保険者の契約年齢は、契約日における満年齢で計算します。  
 ※ 上記以外のプランをご希望の場合には、取扱代理店までお問い合わせください。

## 月払保険料表 【口座振替（月払）/クレジットカード払（月払）】

- 保険期間・保険料払込期間（低解約返戻金期間）：20年
- 年金支払満了日：保険期間満了日と同一
- 最低支払保証期間：1年
- 低解約返戻金割合：70%

(単位：円)

		男性（20年満了）		
年金月額		7万円	10万円	15万円
満期給付金支払特則		あり	あり	あり
満期給付倍率／満期給付金		10倍／70万円	10倍／100万円	10倍／150万円
ご契約年齢	20歳	4,025	5,750	8,625
	21歳	4,032	5,760	8,640
	22歳	4,046	5,780	8,670
	23歳	4,060	5,800	8,700
	24歳	4,067	5,810	8,715
	25歳	4,088	5,840	8,760
	26歳	4,109	5,870	8,805
	27歳	4,144	5,920	8,880
	28歳	4,172	5,960	8,940
	29歳	4,221	6,030	9,045
	30歳	4,277	6,110	9,165
	31歳	4,340	6,200	9,300
	32歳	4,410	6,300	9,450
	33歳	4,501	6,430	9,645
	34歳	4,592	6,560	9,840
	35歳	4,697	6,710	10,065
	36歳	4,816	6,880	10,320
	37歳	4,949	7,070	10,605
	38歳	5,082	7,260	10,890
	39歳	5,229	7,470	11,205
40歳	5,390	7,700	11,550	
41歳	5,558	7,940	11,910	
42歳	5,740	8,200	12,300	
43歳	5,943	8,490	12,735	
44歳	6,153	8,790	13,185	
45歳	6,398	9,140	13,710	

※ 上記保険料は2024年4月2日現在の保険料率を適用しています。  
 ※ 被保険者の契約年齢は、契約日における満年齢で計算します。  
 ※ 上記以外のプランをご希望の場合には、取扱代理店までお問い合わせください。

## 月払保険料表 【口座振替（月払）/クレジットカード払（月払）】

- 保険期間・保険料払込期間（低解約返戻金期間）：20年
- 年金支払満了日：保険期間満了日と同一
- 最低支払保証期間：1年
- 低解約返戻金割合：70%

(単位：円)

		女性（20年満了）		
年金月額		7万円	10万円	15万円
満期給付金支払特則		あり	あり	あり
満期給付倍率／満期給付金		10倍／70万円	10倍／100万円	10倍／150万円
ご契約年齢	20歳	3,675	5,250	7,875
	21歳	3,696	5,280	7,920
	22歳	3,710	5,300	7,950
	23歳	3,731	5,330	7,995
	24歳	3,759	5,370	8,055
	25歳	3,787	5,410	8,115
	26歳	3,822	5,460	8,190
	27歳	3,857	5,510	8,265
	28歳	3,906	5,580	8,370
	29歳	3,955	5,650	8,475
	30歳	4,004	5,720	8,580
	31歳	4,060	5,800	8,700
	32歳	4,123	5,890	8,835
	33歳	4,186	5,980	8,970
	34歳	4,256	6,080	9,120
	35歳	4,333	6,190	9,285
	36歳	4,410	6,300	9,450
	37歳	4,487	6,410	9,615
	38歳	4,571	6,530	9,795
	39歳	4,655	6,650	9,975
40歳	4,753	6,790	10,185	
41歳	4,851	6,930	10,395	
42歳	4,956	7,080	10,620	
43歳	5,075	7,250	10,875	
44歳	5,194	7,420	11,130	
45歳	5,334	7,620	11,430	

※ 上記保険料は2024年4月2日現在の保険料率を適用しています。  
 ※ 被保険者の契約年齢は、契約日における満年齢で計算します。  
 ※ 上記以外のプランをご希望の場合には、取扱代理店までお問い合わせください。

# 契約概要

**この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。**

- ※ この「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。
- ※ お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

## 1. 年金等のお支払いについて

- この保険で支払われる年金等はつぎのとおりです。（年金等をお支払いできない場合もあります。）

### 【主契約・特則の保障内容】

主契約・特則の名称	お支払事由 <被保険者が保険期間中に各事由に該当した場合>	お支払いする年金等	お支払額	お支払限度等
低解約返戻金型 収入保障保険	死亡または所定の高度障害状態になられたとき	遺族年金 (高度障害年金)	年金額	年金支払満了日(保険期間満了日)まで 毎月お支払い
満期給付金 支払特則	保険期間満了時に生存しているとき(ただし、高度障害年金の支払事由が生じている場合を除く。)	満期給付金	年金額× 満期給付倍率	1回

- ※ 遺族年金、高度障害年金は重複してお支払いはいたしません。
- ※ 最初の年金のお支払いから保険期間満了日までの期間が最低支払保証期間(1、2、5年から選択)より短い場合には、最低支払保証期間を経過するまでは年金額をお支払いします。
- ※ 年金の受取人は、年金支払期間中、年金額の受取りにかえて未支払分の現価を一時にお受け取りいただくことができます。
- ※ 満期給付金支払特則を付加した場合、保険期間満了時に年金の支払事由に該当することなく生存されているとき、所定の金額の満期給付金をお支払いします。

### 【特約・特則の保障内容(付加できる主な特約・特則)】

特約の名称	お支払事由 <被保険者が特約保険期間中に各事由に該当した場合>	お支払いする保険金等	お支払額	お支払限度等
平準定期 保険特約	死亡または所定の高度障害状態になられたとき	特約死亡保険金 (特約高度障害保険金)	特約保険金額	—
特定疾病保障 定期保険特約	死亡または所定の高度障害状態になられたとき 所定のがんと診断確定されたとき、または、急性心筋梗塞、脳卒中により所定の状態になられたとき※1	特約死亡保険金 (特約高度障害保険金) 特約特定疾病保険金	特約保険金額	いずれかの特約保険金をお支払いした場合、特約は消滅
がん保障 定期保険特約	死亡または所定の高度障害状態になられたとき 所定のがんと診断確定されたとき※1	特約死亡保険金 (特約高度障害保険金) 特約がん保険金	特約保険金額	いずれかの特約保険金をお支払いした場合、特約は消滅
介護保障 定期保険特約 (死亡保険金 不担保特則付)	責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日以後、初めて所定の認知症に罹患していると診断確定されたとき	認知症診断給付金※2	特約保険金額 の20%	介護保険金または 特約高度障害保険金 をお支払いした場合、 特約は消滅
	傷害または疾病を原因として、つぎのいずれかの事由に該当したとき (1)公的介護保険制度にもとづく要介護2以上に該当していると認定されたとき (2)つぎのいずれかに該当したことが、医師によって診断確定されたとき ①所定の認知症による要介護状態に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して90日あること ②所定の寝たきりによる要介護状態に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して180日あること	介護保険金※3	特約保険金額	
	所定の高度障害状態になられたとき	特約高度障害保険金	特約保険金額	

特約・特則の名称	お支払事由 <被保険者が特約保険期間中に各事由に該当した場合>	お支払いする保険金等	お支払額	お支払限度等
軽度介護 保障特約	責任開始期からその日を含めて90日経過した日の翌日以後、初めて所定の認知障害(軽度認知障害(MCI)・認知症)と診断確定されたとき	認知障害給付金※2	特約基準金額 の5%	軽度介護給付金をお 支払いした場合、特約は消滅
	傷害または疾病を原因として、公的介護保険制度にもとづく要支援1または要支援2に該当していると認定されたとき	要支援給付金※2	特約基準金額 の20%	
	傷害または疾病を原因として、つぎのいずれかの事由に該当されたとき (1)公的介護保険制度にもとづく要介護1以上に該当していると認定されたとき (2)つぎのいずれかに該当したことが医師によって診断確定されたとき ①所定の認知症による要介護状態に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して90日あること ②所定の日常生活動作における要介護状態に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して180日あること (3)所定の高度障害状態になられたとき	軽度介護給付金※4	特約基準金額 の100% (要支援給付金支払 後は特約基準金額 の80%)	
生存給付金特則	2年ごと、または特約保険期間満了時に生存しているとき	生存給付金	生存給付金額	—
災害割増特約	不慮の事故※5や所定の感染症で死亡または所定の高度障害状態になられたとき	災害死亡保険金 (災害高度障害保険金)	災害死亡保険金額	—
傷害特約	不慮の事故※5や所定の感染症で死亡したとき	災害死亡保険金	災害死亡保険金額	—
	不慮の事故※5で所定の身体障害状態になられたとき	障害給付金	災害死亡保険金額の 10%~100%	通算100%

※1 お支払対象となる各疾病のお支払事由はつぎのとおりです。

がん	初めて所定のがんに罹患し、医師によって診断確定されたとき (ただし、上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん、特約の責任開始期から起算して90日以内に罹患し、診断確定された乳がんは対象外)
急性心筋梗塞	急性心筋梗塞を発病し、初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき
脳卒中	脳卒中を発病し、初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき

- ※2 認知症診断給付金、認知障害給付金、要支援給付金のお支払いはそれぞれ1回のみです。お支払いした場合、特約を更新されても再度お支払いはいたしません。
- ※3 介護保険金のお支払いは1回のみです。介護保険金をお支払いした場合、介護保障定期保険特約は消滅しますので、以後の介護保障定期保険特約の特約高度障害保険金、認知症診断給付金はお支払対象外となります。
- ※4 軽度介護給付金のお支払いは1回のみです。軽度介護給付金をお支払いした場合、軽度介護保障特約は消滅しますので、以後の軽度介護保障特約の認知障害給付金、要支援給付金、生存給付金特則を付加した場合の生存給付金はお支払対象外となります。
- ※5 不慮の事故から180日以内にお支払事由に該当した場合が対象です。

## 2. ご契約のお取扱内容について

【保険期間・保険料払込期間・契約年齢・年金月額等】

保険種類	保険期間※1 (年満期は5年刻み、歳満期は5歳刻み)	保険料払込期間	契約年齢※2	年金月額・ 保険金額等※3
低解約返戻金型 収入保障保険	【年満期】 10～30年	保険期間と同一 (全期払のみ)	15～75歳	年金月額 5万円～※4
	【歳満期】 55～85歳			
平準定期 保険特約	【年満期】 5～30年	特約保険期間と同一 (全期払のみ)	15～75歳	100万円～3億円
	【歳満期】 55～85歳			
特定疾病保障 定期保険特約	【年満期】 5～30年	特約保険期間と同一 (全期払のみ)	15～70歳	50万円～2,000万円
	【歳満期】 55～85歳			
がん保障 定期保険特約	【年満期】 5～30年	特約保険期間と同一 (全期払のみ)	15～70歳	50万円～2,000万円
	【歳満期】 55～85歳			
介護保障 定期保険特約	【年満期】 5～30年	特約保険期間と同一 (全期払のみ)	20～75歳	100万円～500万円 【認知症診断給付金の 給付金倍率】 20%
	【歳満期】 55～85歳			
軽度介護保障特約※5 (生存給付金特則なし)	【年満期】 5～30年	特約保険期間と同一 (全期払のみ)	20～75歳	50万円～300万円
	【歳満期】 55～85歳			
軽度介護保障特約※5 (生存給付金特則あり)	【年満期】 5～30年	特約保険期間と同一 (全期払のみ)	20～75歳	50万円～300万円 【生存給付金額】 1、3、5万円※6
	【歳満期】 55～85歳			
災害割増特約	【年満期】 5～30年	全期払	特約保険期間と同一	100万円～1億円
		短期払	5～25年(5年刻み)	
	【歳満期】 55～85歳	全期払	特約保険期間と同一	
		短期払	55～80歳 (払込期間5年以上特約保険期間 未済、5歳刻み)	
傷害特約	【年満期】 5～30年	全期払	特約保険期間と同一	50万円～1,000万円
		短期払	5～25年(5年刻み)	
	【歳満期】 55～85歳	全期払	特約保険期間と同一	
		短期払	55～80歳 (払込期間5年以上特約保険期間 未済、5歳刻み)	

※1 保険期間について、つぎのとおり制限があります。

年満期：満期時年齢85歳以下

歳満期：【保険期間5年以上】 平準定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、がん保障定期保険特約、災害割増特約、傷害特約

【保険期間10年以上】 低解約返戻金型収入保障保険（主契約）

【保険期間5年以上40年以下】 介護保障定期保険特約、軽度介護保障特約

なお、満期給付金支払特則を付加した場合、低解約返戻金型収入保障保険の取扱いとはつぎのとおりとなります。

保険期間		保険期間の制限	契約年齢	満期給付倍率
年満期	20、25、30年	満期時年齢70歳以下	15～50歳	5、10倍
歳満期	55、60、65、70歳	保険期間20年以上		

※2 被保険者の契約年齢は、契約日における満年齢で計算します。

※3 年金月額・保険金額等のお取扱いについては年齢や診査の区分、ご加入状況などにより制限があります。

※4 最高年金月額は、基本年金月額に年金支払期間に応じた所定の係数を乗じた金額が3億円までとなります。

※5 軽度介護保障特約は、介護保障定期保険特約を付加した場合のみ付加できます。

※6 生存給付金特則を付加した場合のみ、生存給付金をお支払いします。

【保険料払込方法】 月払・半年払・年払

## 3.リビング・ニーズ特約（2009）について

- この特約に対する保険料は不要です。
- ご契約にリビング・ニーズ特約（2009）を付加することで、余命6ヵ月以内と判断されるとき、生存中に保険金をお受け取りいただけます。
- リビング・ニーズ特約により受け取る保険金は非課税扱です。
- ※ 保険金額の範囲内（最大3,000万円）で、ご請求時に指定いただいた金額から、6ヵ月分の利息と保険料相当額を差し引いてお支払いします。

## 4. 保険契約者代理特約について

- この特約に対する保険料は不要です。
- ご契約に保険契約者代理特約を付加することにより、保険契約者が手続きを自ら行うことができない【特別な事情】※があるときに、保険契約者があらかじめ指定した保険契約者代理人が、保険契約者に代わって手続きを行うことができます。

※【特別な事情】とは、保険契約者が手続きを自ら行うことができないような事情があると当社が認めた場合をいいます。

- ・ 保険契約者が、認知症などにより手続きを行う意思表示が困難であるとき
- ・ その他上記に準じる状態であるとき

## 5. 指定代理請求特約について

- この特約に対する保険料は不要です。
- ご契約に指定代理請求特約を付加することにより、被保険者が受取人となる年金等について、被保険者ご自身が請求できない【特別な事情】※があるときに、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が年金等の代理請求をすることができます。
- また、指定代理請求人が年金等を代理請求できない場合でも、請求時において所定の要件に該当する方（代理請求人）が年金等の代理請求をすることができます。

※【特別な事情】とは、被保険者ご自身が年金等を請求できないような事情があると当社が認めた場合をいいます。

- ・ 被保険者が、心神喪失の常況にあるため、年金等を請求できないとき
- ・ 被保険者ご本人が、病名を知らされていないため、年金等を請求できないとき
- ・ 被保険者ご本人が、余命が6ヵ月以内と知らされていないため、年金等を請求できないとき など

## 6. 保険料払込の免除について

- 被保険者が責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に所定の身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払込みが免除されます。

## 7. 契約者配当金について

- この保険は無配当保険ですので、契約者配当金はありません。

## 8. 解約返戻金について

- 低解約返戻金型収入保障保険は、解約に際してお支払いする金額（解約返戻金）を抑制するしくみで保険料を計算しています。
- 低解約返戻金期間中にご契約の解約または年金月額を減額されますと、お受取りになる解約返戻金は、払込年月数および経過年月数により計算した額に、低解約返戻金割合（70%）を乗じた水準となります。

※ 低解約返戻金期間中については、解約返戻金の水準が低いことに応じて、つぎのお取扱いとなりますのでご注意ください。

制度	低解約返戻金期間中のお取扱い
保険料のお払込みが困難になった場合、自動的に保険料をお立て替えし、ご契約を有効に継続させる制度（保険料の振替貸付）	お貸付けできる金額が少なくなります。

- 介護保障定期保険特約には、解約返戻金がありません。

## 9. 特約の自動更新について

- 保険契約者宛てに、更新日の3ヵ月前に【更新回答書】のついた【更新のご案内】を送付いたします。保険契約者から特約保険期間満了日の2ヵ月前までに、継続しない旨のお申出がないかぎり、特約は、特約保険期間満了日の翌日に自動的に更新されます。
- なお、低解約返戻金型収入保障保険（主契約）は自動更新の対象外です。
- 更新後の特約保険料は、更新時の被保険者の年齢および保険料率により計算します。したがって、更新後の特約保険料は、更新前と異なります。
- 更新後の特約保険期間、特約保険金額等は、更新前と同一となります。ただし、当社所定の範囲内で特約保険期間を変更することができます。
- また、特約保険期間満了日の2ヵ月前までに保険契約者からお申出があれば、当社所定の範囲内で特約保険期間を短縮、特約保険金額等を減額して更新することができます。
- 生存給付金特則が付加された軽度介護保障特約について、保険料のお払込みが免除された場合、更新後の生存給付金のお支払いはありません。（保険料のお払込みが免除された場合、軽度介護保障特約の生存給付金特則は更新されません。）
- 特別な条件（保険料の割増、保険金・給付金の削減）が適用されているご契約など、更新のお取扱いができない場合があります。



## 特に重要なお知らせ（注意喚起情報）

- この「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意くださいいただきたい事項を記載しています。  
ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- この「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

### 1.クーリング・オフ制度（ご契約のお申込みの撤回または解除）

申込者または保険契約者（以下「申込者等」といいます。）は、つぎの表に記載したご契約ごとの期間であれば、書面または電磁的記録によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます。）をすることができます。

ご契約	期間
「責任開始期に関する特約」を付加するご契約	ご契約の申込日からその日を含めて <b>8日以内</b>
「責任開始期に関する特約」を付加しないご契約	ご契約の申込日または第1回保険料（第1回保険料充当金を含みます。以下同じ。）の領収日※のいずれか遅い日からその日を含めて <b>8日以内</b> ※ 第1回保険料を当社指定の金融機関の口座へお振り込みいただいた場合には、「領収日」は第1回保険料が指定口座へ着金した日となります。

- お申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）または記録媒体の発信時に効力を生じます。
- お申込みの撤回等があった場合は、当社は、申込者等にお払い込みいただいた金額を全額返還します。また、当社は、申込者等に対しお申込みの撤回等に関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
- お申込みの撤回等の書面または電磁的記録による通知の発信時に年金等のお支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、お申込みの撤回等の書面または電磁的記録による通知の発信時に、申込者等が年金等のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

#### お申込みの撤回等ができない場合

- 当社が指定する医師の診査が終了したとき
- 既契約の内容変更のとき
- 債務履行の担保のための保険契約であるとき
- 法人を保険契約者とする保険契約であるとき

#### お申込みの撤回等のお申出方法

書面によるお申出の場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>●書面には、つぎの内容をご記入のうえ、申込者等がご署名してください。</li> </ul> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     ①お申込みの撤回等をする旨    ②お申出日    ③申込者等の住所    ④証券番号                      ⑤募集代理店名    ⑥保険料返金口座（申込者等の本人名義の口座）                 </div> <p>（ご記入いただく内容は個人情報になりますので、できるだけ封書で当社あてにお申出ください。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●郵便にてつぎの住所あてにお申出ください。</li> </ul> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     〒160-6132 東京都新宿区西新宿8-17-1                      フコクしんらい生命保険株式会社 クーリング・オフ担当 行                 </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>●書面の発信時（郵便の消印日付）にお申込みの撤回等の効力が生じます。</li> </ul>

電磁的記録によるお申出の場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>●当社では、電磁的記録によるお申出の主たる窓口として、当社ホームページにお申出窓口を設定しております。</li> </ul> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     フコクしんらい生命                      【ホームページ】 <a href="https://www.fukokushinrai.co.jp">https://www.fukokushinrai.co.jp</a> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>●お申出の送信時にお申込みの撤回等の効力が生じます。</li> </ul>

### 2.健康状態や職業などの告知（告知義務）

#### 告知義務

- 保険契約者や被保険者には健康状態などについて告知をしていただく義務があります。
  - 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事している方などが無条件に契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
  - ご契約にあたっては、
    - 過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）
    - 現在の健康状態
    - 身体の障がい状態
    - 職業 など
 について書面（告知書）で当社がおたずねすることについて、**事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。**
  - 医師扱の場合、医師が口頭で告知を求める場合がありますので、その場合についても同様に事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。



#### 告知受領権

- 告知受領権は当社および当社が指定した医師が有しています。
- 当社の代理店（生命保険募集人）・生命保険面接士は告知受領権がなく、口頭で伝えても告知したことになりません。

#### お申込内容などの確認


- ご契約のお申込後または年金・保険金・給付金のご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、当社の確認担当社員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。

#### 傷病歴等がある場合のご契約のお引受け

- 当社では、保険契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち年金・保険金・給付金のお支払いなどが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。
- 傷病歴等がある場合でも、その内容やご加入される保険種類によってはお引き受けすることがあります。（お引受けできないことや「保険料の割増し」「年金の削減」「特定高度障害状態の保障不適用」等の特別な条件をつけてお引き受けすることもあります。）

## 正しく告知されない場合

- 故意または重大な過失によって、事実を告知しない場合、または事実と違うことを告知した場合、責任開始日（または復活日）から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。

 責任開始日（または復活日）から2年を経過していても、年金・保険金・給付金のお支払事由などが2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。

### ご契約または特約を解除した場合

- 年金・保険金・給付金をお支払いする事由が発生していても、当社はこれをお支払いすることはできません。
- 保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、当社はお払込みを免除することはできません。（ただし、「年金・保険金・給付金のお支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、年金・保険金・給付金をお支払いまたは保険料のお払込みを免除することがあります。）
- 解約の際にお支払いする返戻金があれば保険契約者にお支払いします。

- 以下の場合は、当社にご契約または特約を解除することはできません。
  - ▶ 告知にあたり、当社の代理店（生命保険募集人）が、告知をすることを妨げた場合
  - ▶ 告知にあたり、当社の代理店（生命保険募集人）が、告知をしないことや事実でないことを告げることをすすめた場合

- 上記のご契約または特約を解除する場合以外にも、ご契約または特約の締結状況等により、年金・保険金・給付金をお支払いできないことがあります。

例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、年金・保険金・給付金をお支払いできないことがあります。

この場合、

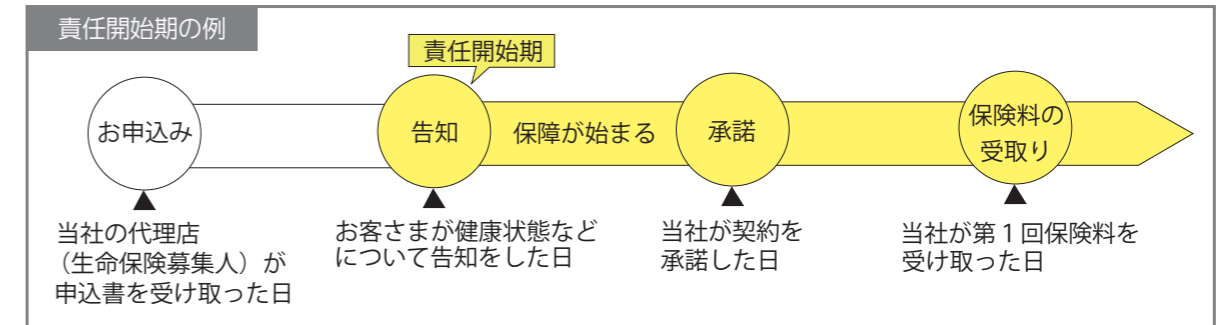
- 責任開始日（または復活日）からの年数は問いません。（告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなります。）
- すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

## 3. 保障の開始（責任開始期）

お申し込みいただいたご契約のお引受けを当社が承諾した場合には、つぎの時から保険契約上の保障が開始されます。

### 「責任開始期に関する特約」を付加した場合


- 当社または当社の代理店（生命保険募集人）がご契約のお申込みを受けた時または告知の時のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始されます。



- 「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料についてはつぎのとおり取り扱います。
  - 第1回保険料の払込期間および猶予期間はつぎのとおりです。

払込期間	猶予期間
責任開始期の属する日から責任開始期の属する月の翌月末日まで	第1回保険料の払込期間満了の日の属する月の翌月初日から翌々月末日まで

- 猶予期間内に第1回保険料のお払込みがないと、ご契約は無効となります。

 第1回保険料が払い込まれないことによりご契約が無効となった場合、または第1回保険料が払い込まれる前にご契約を解約された場合、以後お申し込みいただく保険契約のお引受けに際して、一定の制限を設けることがあります。

### 「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

第1回保険料（第1回保険料充当金を含みます。）を当社が受け取った時（告知前に受け取ったときは告知の時）から保険契約上の保障が開始されます。

参照 ▶ 具体例など詳しくは、「ご契約のしおり・約款」⑫ 保障の開始（責任開始期）をご覧ください。

- 介護保障定期保険特約の認知症診断給付金の保障が開始される「認知症給付の責任開始日」は、この特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。
- 軽度介護保障特約の認知障害給付金の保障が開始される「認知障害給付の責任開始日」は、この特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。

### 当社の代理店（生命保険募集人）の権限

当社の代理店（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

## 4. 年金・保険金・給付金をお支払いできない場合

つぎのような場合には、年金・保険金・給付金のお支払いや保険料のお払込みの免除ができません。

- **責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因**とする場合（高度障害年金など）  
ただし、ご契約の際の告知等により当社がその原因の発生を知っていたとき、または過失によって知らなかった場合など、約款・特約条項に特に規定があるときは、年金・保険金・給付金のお支払いや保険料のお払込みの免除をすることがあります。
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が**告知義務違反により解除**となった場合
- **重大事由によりご契約または特約が解除**された場合  
(例) ・年金・保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき  
・保険契約者、被保険者または年金・保険金・給付金の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき など
- 責任開始期に関する特約を付加したご契約で、**第1回保険料のお払込みがなかったためご契約が無効**になった場合
- **第2回目以降の保険料のお払込みがなく、ご契約が失効**した場合
- 保険契約について**詐欺の行為があつてご契約が取消し**になった場合
- 年金・保険金・給付金の**不法取得目的があつてご契約が無効**になった場合
- 年金・保険金・給付金の**免責事由に該当**した場合  
(例) ・責任開始日から3年以内に被保険者が自殺により死亡したとき  
・受取人等の故意または重大な過失によりお支払事由に該当したとき など
- 介護保障定期保険特約の「認知症給付の責任開始日」の前日までに認知症と診断確定された場合（認知症診断給付金）
- 軽度介護保障特約の「認知障害給付の責任開始日」の前日までに認知障害と診断確定された場合（認知障害給付金）
- **がん保障定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約について、つぎの場合、特約がん保険金または特約特定疾病保険金は支払われません。**
  - ・特約の責任開始期前に悪性新生物（がん）に罹患したと診断確定されていた場合
  - ・特約の責任開始期から起算して90日以内に乳房の悪性新生物（乳がん）に罹患し、診断確定された場合

参照 ▶ 具体例などくわしくは、「ご契約のしおり・約款」⑦ 年金等をお支払いできない場合 をご覧ください。

## 5. 保険料払込の猶予期間、ご契約の失効・復活に関する事項

### 保険料払込の猶予期間

- 第2回目以降の保険料は払込期月（保険料をお払い込みいただく月）内にお払込みください。  
払込期月内に保険料のお払込みの都合がつかない場合のために、保険料払込の猶予期間を設けております。

### ご契約の失効

- **猶予期間内に第2回目以降の保険料のお払込みがないと、ご契約は失効します。**

#### 保険料の振替貸付

猶予期間内に保険料のお払込みがないときでも、保険料の振替貸付が可能な場合は、あらかじめお申出がないかぎり、自動的に当社が保険料をお立て替えしてご契約を有効に継続させます。

**この場合、所定の利率で利息がかかります。**（複利計算）

## ご契約の復活

- **いったん失効したご契約でも、失効後3年（特別条件付契約の場合は2年）以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。ただし、健康状態などによっては、復活できない場合があります。**

参照 ▶ 復活の手続き、責任開始期などくわしくは、「ご契約のしおり・約款」⑩ 効力を失ったご契約の復活 をご覧ください。

## 6. ご契約の解約と解約返戻金のお取扱いについて

- お払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は年金のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。したがって解約されますと、解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 解約返戻金は、保険の種類・ご契約年齢・性別・経過年数などによっても異なりますが、特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

### 低解約返戻金型収入保障保険の解約返戻金について

- 「低解約返戻金型収入保障保険」の解約返戻金の水準は、満期給付金部分を除き、つぎのとおりとなります。

低解約返戻金期間中	払込年月数および経過年月数により計算した額に <b>低解約返戻金割合（70%）を乗じた水準</b> となります。
低解約返戻金期間満了後	経過年月数により計算した額となります。

### 介護保障定期保険特約の解約返戻金について

- 介護保障定期保険特約には解約返戻金はありません。

参照 ▶ くわしくは、「ご契約のしおり・約款」⑨ ご契約の解約と解約返戻金 をご覧ください。

## 7. 業務または財産の状況の変化による保険金額等の削減について

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 当社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

参照 ▶ くわしくは、「ご契約のしおり・約款」お願いとお知らせ「生命保険契約者保護機構」について をご覧ください。

## 8. 現在ご契約の保険契約を解約・減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ

- 現在ご契約の保険契約を解約・減額するときには、一般的につきの点について、保険契約者にとって不利益となります。
  - ・ 多くの場合、解約返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。  
特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
  - ・ 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
- 新たにお申込みの保険契約についても告知義務があるため、**告知の内容によっては新たな保険契約のお引受けができなかったり、告知の内容が事実と相違していたことにより新たな保険契約が解除・取消しとなることもあります。**
- 新たにお申込みの保険契約の保障は現在ご契約の保険契約から継続しません。このため、新たにお申込みの保険契約で年金等をお支払いできないこともあります。
  - ・ 新たにお申込みの保険契約の責任開始期および年金等のお支払いについては、「3.保障の開始（責任開始期）」および「4.年金・保険金・給付金をお支払いできない場合」を再度ご確認ください。
  - ・ 特につきの内容にご留意ください。

- ▶ 新たにお申込みの保険契約の責任開始日から3年以内に被保険者が自殺により死亡したときは遺族年金（特約死亡保険金）の免責事由に該当します。
- ▶ 特定疾病保障定期保険特約の特約特定疾病保険金、がん保障定期保険特約の特約がん保険金は、新たにお申込みの保険契約の責任開始期から起算して90日以内の乳房の悪性新生物（乳がん）の保障がありません。
- ▶ 介護保障定期保険特約の「認知症給付の責任開始日」は、新たにお申込みの保険契約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。
- ▶ 軽度介護保障特約の「認知障害給付の責任開始日」は、新たにお申込みの保険契約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。

## 9. 年金・保険金・給付金のご請求について

- **年金・保険金・給付金のお支払事由や保険料払込の免除事由が生じた場合だけでなく、その可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社の「お客さまサービス室」にご連絡ください。**
- 年金・保険金・給付金のお支払事由や保険料払込の免除事由、ご請求手続き、年金・保険金・給付金をお支払する場合またはお支払いできない場合などについては、「ご契約のしおり・約款」・当社ホームページにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。  
(ホームページアドレス：<https://www.fukokushinrai.co.jp>)
- 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、保険契約者・被保険者の**ご住所や通信先等を変更された場合には、必ずご連絡ください。**
- ご加入のご契約内容によっては、複数の年金・保険金・給付金のお支払事由や保険料払込の免除事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。
- ご契約に保険契約者代理特約や指定代理請求特約を付加することにより、保険契約者や被保険者が受取人となる年金等について、ご自身が請求できない特別な事情があるときに、保険契約者代理人または指定代理請求人が年金等を代理で請求することができます。
  - ▶ 保険契約者代理人となられる方に、ご契約の内容および代理手続きを行うことができる旨、お伝えください。
  - ▶ 指定代理請求人となられる方に、支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

**参照** くわしくは、「ご契約のしおり・約款」⑥ しんらいのご家族サポートサービスの 保険契約者代理特約、指定代理請求特約 をご覧ください。

生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、  
「フコクしんらい生命 お客さまサービス室」へご連絡ください



フコクしんらい生命 お客さまサービス室

T E L : 0120-700-651 (通話料無料)

受付時間：9：00～18：00（土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます）

- この商品にかかる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAX は不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。  
(ホームページアドレス：<https://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

## 1.個人情報の利用目的

フコクしんらい生命保険株式会社（以下、当社）は、保険契約のお申込みや各種ご請求にともなって取得したお客様の個人情報を、以下の目的のために利用します。

- (1) 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4) その他保険に関連・付随する業務

## 2.個人情報の留意事項

### (1) 機微（センシティブ）情報の取扱い

当社は、事業の適切な業務運営を確保する必要性から業務遂行上必要な範囲で保健医療などの機微（センシティブ）情報を取得・利用または第三者に提供することがあります。保健医療などの機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則などにより、利用目的が限定されています。

### (2) 第三者提供

当社は、以下の場合に、ご提供いただいたお客様の個人情報を第三者に提供することがあります。

- ① 医療機関などの関係先（医師・契約確認会社など）に業務上必要な照会を行う場合
- ② 再保険契約の締結および継続・維持管理ならびに再保険金などの請求のために、再保険会社に必要な個人情報を提供する場合
- ③ 保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金などの請求・支払いに関する被保険者・受取人の情報を保険契約者に開示する場合

### (3) その他個人情報の利用・提供

- ① 法令にもとづく場合
- ② 当社と当社グループ各社との間で共同利用を行う場合
- ③ 契約内容登録制度、契約内容照会制度および支払査定時照会制度にもとづき、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会、および日本コープ共済生活協同組合連合会と共同利用を行う場合
- ④ 当社の業務遂行上必要な範囲で、募集代理店を含む委託先に提供する場合
- ⑤ 保険金のお支払いなどのために、当社取引金融機関に対し、必要な範囲で提供する場合
- ⑥ 保険料控除などのために、ご勤務先の会社・団体に対し、必要な範囲で提供する場合

## 3.プライバシーポリシー（個人情報保護方針）について

当社は、プライバシーポリシー（個人情報保護方針）を策定し、これに則って業務を行っています。その内容は、上記項目の詳細を含めて当社ホームページに掲載していますのでご覧くださいか、お客様サービス室へご照会ください。

### 【ホームページ】

<https://www.fukokushinrai.co.jp>

### 【お客様サービス室】

T E L : 0120-700-651（通話料無料）

受付時間：9：00～18：00（土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます）

# 公的保障制度について

監修●社会保険労務士 長野 加寿美

※本資料は公的保障制度の概略を説明しています。詳細につきましては所轄の官公署、専門家等にご確認ください。  
※本資料に記載されている公的年金・公的医療保険制度・公的介護保険制度等に関する記載やその他の制度、数値は2024年1月現在のものであり、将来変更される可能性があります。

ご自身の望む人生を実現するには、必要な備えを正しく理解することが大切です。ここでは、必要な備えを理解するもとなる公的保障について説明します。また、リスクへの「備え」の基本は公的保障です。そして、公的保障で不足する部分に備え、補完するのが生命保険の役割です。

## 1 老後資金不足のとき

▶老後の生活を守るための公的保障として「老齢年金」があります。

### 老齢基礎年金

国民年金の保険料納付済期間(免除期間などを含む)が原則10年以上ある方に65歳から支給されます。国民年金に40年加入し、全期間が保険料納付済期間である場合、65歳から満額が支給されます。ただし、保険料納付済期間が40年未満の場合は減額されます。

### 老齢厚生年金

老齢基礎年金に上乗せして、原則65歳から支給されます。年金額は、平均標準報酬月額\*1、平均標準報酬額\*2、加入期間にもとづいて計算されます。

### 特別支給の老齢厚生年金

厚生年金加入期間が1年以上あり、老齢基礎年金の受給資格期間をみたしている方で、女性であれば生年月日が昭和41年4月1日までの方、男性(女性でも公務員などの期間がある方)であれば、生年月日が昭和36年4月1日までの方が対象となります。特別支給の老齢厚生年金の金額は、平均標準報酬月額\*1、平均標準報酬額\*2、加入期間にもとづいて計算された年金額が、生年月日により開始年齢が決まっている年齢から65歳になるまでの間、支給されます。

\*1 平均標準報酬月額は、2003年3月以前の厚生年金の被保険者期間のすべての標準報酬月額を再評価率で修正した後の平均額です。  
\*2 平均標準報酬額は、2003年4月以後の厚生年金の被保険者期間のすべての標準報酬月額と標準賞与額を再評価率で修正した後の合算した平均額です。

ご自身が将来受け取れる公的年金額を、厚生労働省の「公的年金シミュレーター」で試算してみましょう!!



「働き方・暮らし方」の変化に応じて  
将来受け取る年金額を試算できる



年金額を  
見える化  
する  
公的年金  
シミュレーター



<https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp>

公的年金シミュレーター

使い方HP



[https://www.mhlw.go.jp/stf/kouteki\\_nenkin\\_simulator.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/kouteki_nenkin_simulator.html)

出典：厚生労働省「公的年金シミュレーター使い方ホームページ」をもとに当社作成

## 2 就業不能のとき

▶働けなくなったときのその後の生活を守る公的保障として「傷病手当金」や「障害年金」があります。

### 傷病手当金

病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度で、病気やケガのために会社を休み、事業主から報酬が受けられない場合に支給される制度です。休業が3日以上継続すると4日目から支給の対象となり、1日について標準報酬日額相当\*1の3分の2の手当てが通算で1年6か月支給されます。

### 障害基礎年金

障害等級1級・2級と認定された被保険者に対して支給されます。受給権がある方によって生計を維持されている子\*2がいる場合、子の加算が支給されます。障害基礎年金の支給を受けるためには、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、3分の2以上保険料を納めていること等が必要です。

\*1 障害認定日は初診日から起算して1年6か月を経過した日、またはそれ以前で症状が固定した日のいずれかです。  
\*2 障害等級は、身体障害者手帳などの等級とは基準が異なります。

### 障害厚生年金

厚生年金の被保険者期間中に初診日がある傷病で、障害認定日に障害等級1級から3級までの障がいの状態にあるときに支給されます(ただし、保険料納付要件をみたとする必要があります)。なお、障害等級1級から3級に該当せず、一定の障がい状態にある場合、障害手当金が支給される場合もあります。障害厚生年金・障害手当金の支給額は、平均標準報酬月額、平均標準報酬額、被保険者期間により異なります。

\*1 直近の継続した12か月間の標準報酬月額の平均額の30分の1です。公務員などの場合、基準額の算定方法が異なるケースもあります。  
\*2 「子」とは、18歳到達年度末日までの間にあるか、20歳未満で障害等級の1級・2級に該当する障がいの状態にある未婚の子です。

## 3 死亡のとき

▶「万一」のことがあったときに、このされた家族のその後の生活を守る公的保障として「遺族年金」があります。

### 遺族基礎年金

亡くなった方に生計を維持されていた「子のある配偶者(妻または夫)」または「子」\*に支給されます。

### 遺族厚生年金

遺族厚生年金を受けられる遺族は、亡くなった方に生計を維持されていた①配偶者・子、②父母、③孫、④祖父母ですが、妻以外の遺族は、年齢要件があります。また、①の方に遺族厚生年金の受給権がある場合、②以下の遺族に遺族厚生年金は支給されません。年金額は、亡くなった方の厚生年金の加入履歴をもとに計算した報酬比例の年金額の4分の3相当額です。遺族が「子のある配偶者」または「子」の場合は、遺族厚生年金と遺族基礎年金が支給され、子のいない30歳未満の妻に支給される遺族厚生年金は5年間の有期年金です。

### 中高齢寡婦加算

一定の要件をみたした妻が受け取る遺族厚生年金には、65歳になるまでの間、中高齢寡婦加算額が加算されます。

### 寡婦年金

亡くなった夫が一定の要件をみたし、その夫と10年以上継続して婚姻関係にあり、死亡当時のその夫に生計を維持されていた妻に対して、その妻が60歳から65歳になるまでの間、寡婦年金が支給されます。

\* 「子」とは、18歳到達年度末日までの間にあるか、20歳未満で障害等級の1級・2級に該当する障がいの状態にある未婚の子です。

## 4 要介護のとき

▶ 介護が必要になったときの公的保障として、介護サービスを受けることができる「公的介護保険」があります。

公的介護保険は、所定の要介護（要支援）状態になった場合に、支給限度額内であれば、対象の介護サービスを1割（一定以上の所得のある65歳以上の人は2割または3割）の自己負担で利用できる制度です。満40歳以上の方が加入し、第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40～64歳）に区分されます。第2号被保険者は、加齢にともなって生ずる特定の疾病による要介護（要支援）状態のみが保障の対象となります。

### ●公的介護保険の受給対象

年齢区分	対象外	給付対象
39歳以下の方	対象外	
40～64歳の方	加齢にともなって生ずる特定の疾病を原因とするもの*	左記以外を原因とするもの（交通事故など） 給付対象外
65歳以上の方	原因を問わず 給付対象	

\* ●がん(末期) ●関節リウマチ ●筋萎縮性側索硬化症 ●後縦靭帯骨化症 ●骨折を伴う骨粗鬆症  
●初老期における認知症 ●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病 ●脊髄小脳変性症  
●脊柱管狭窄症 ●早老症 ●多系統萎縮症 ●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 ●脳血管疾患  
●閉塞性動脈硬化症 ●慢性閉塞性肺疾患 ●両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

### ●要介護(要支援)認定の目安

要介護度	身体の状態例
要支援1	日常生活の動作の一部(入浴・掃除など)に何らかの介助を必要とする
要支援2	要介護1相当ではあるが、生活機能の維持改善の可能性が高い
要介護1	日常生活の動作の一部や移動の動作などに何らかの介助を必要とするもの忘れおよび理解の一部低下がみられることがある
要介護2	日常生活の動作、食事、排せつなどに何らかの介助や支えを必要とするもの忘れおよび直前の動作の理解の一部低下がみられる
要介護3	日常生活の動作、食事、排せつなどに介助や支えを必要とするもの忘れおよび問題行動、理解の低下がみられる
要介護4	食事、排せつを含む日常生活全般がひとりではほとんどできない多くの問題行動や理解の低下がみられる
要介護5	食事、排せつを含む日常生活全般がひとりではできない多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられる

## 5 病気・ケガのとき

▶ 病気やケガで入院や手術をしたときの公的保障として、「公的医療保険」があります。

公的医療保険の対象となる診療は「保険診療」で、「先進医療」や「自由診療」は公的医療保険の対象外となります。

医療費	保険診療													
	公的医療保険負担	1～3割自己負担												
●医療費の自己負担割合	<table border="1"> <tr> <td>小学校入学前</td> <td>2割</td> </tr> <tr> <td>小学生以上70歳未満</td> <td>3割</td> </tr> <tr> <td>70～74歳</td> <td>2割<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td>75歳以上</td> <td>1割<sup>*2</sup></td> </tr> </table>		小学校入学前	2割	小学生以上70歳未満	3割	70～74歳	2割 <sup>*1</sup>	75歳以上	1割 <sup>*2</sup>				
小学校入学前	2割													
小学生以上70歳未満	3割													
70～74歳	2割 <sup>*1</sup>													
75歳以上	1割 <sup>*2</sup>													
●自己負担限度額(70歳未満)	1か月あたりの自己負担額が限度額を上回った場合、 <b>高額療養費制度により超過分が支給</b> されます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得区分</th> <th>自己負担限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>83万円以上</td> <td>252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% &lt;4回目以降: 140,100円&gt;</td> </tr> <tr> <td>53万円以上 83万円未満</td> <td>167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% &lt;4回目以降: 93,000円&gt;</td> </tr> <tr> <td>28万円以上 53万円未満</td> <td>80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% &lt;4回目以降: 44,400円&gt;</td> </tr> <tr> <td>28万円未満</td> <td>57,600円 &lt;4回目以降: 44,400円&gt;</td> </tr> <tr> <td>住民税非課税</td> <td>35,400円 &lt;4回目以降: 24,600円&gt;</td> </tr> </tbody> </table>		所得区分	自己負担限度額	83万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% <4回目以降: 140,100円>	53万円以上 83万円未満	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% <4回目以降: 93,000円>	28万円以上 53万円未満	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <4回目以降: 44,400円>	28万円未満	57,600円 <4回目以降: 44,400円>	住民税非課税	35,400円 <4回目以降: 24,600円>
所得区分	自己負担限度額													
83万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% <4回目以降: 140,100円>													
53万円以上 83万円未満	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% <4回目以降: 93,000円>													
28万円以上 53万円未満	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <4回目以降: 44,400円>													
28万円未満	57,600円 <4回目以降: 44,400円>													
住民税非課税	35,400円 <4回目以降: 24,600円>													

\*各自自治体の補助などにより、実際の負担が軽減されている場合があります。

## 6 身体障がい

▶ 身体障がい者へのさまざまな福祉制度のうち、原則自己負担1割でサービスが受けられる「自立支援給付」があります。

市町村に申請し「障害支援区分(区分1～6)」等の認定を受け、利用します。

### ●自立支援給付の種類 ※自己負担は原則1割です(所得に応じた自己負担上限あり)。

障害福祉サービス	障がい者の日常生活の支援をする「介護給付」と日常生活の向上や就労支援等を目的とする「訓練等給付」があります。
自立支援医療	障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する制度です。(所得制限があります。)
補装具	義肢・装具・車いす等の購入を市町村に申請することによって支給されます。

出典：全国社会福祉協議会「障害福祉サービスの利用について(2021年4月版)」

▶ 身体障害者福祉法で定める「身体障がい」とは、以下の身体の機能の障がいのことです。**障害部位ごとに1級から7級の「障害程度等級」が定められています。**

6級以上の障がいに認定されると「身体障害者手帳」が交付されます。

障害部位	認定される等級	障害部位	認定される等級
視覚障害	1～6級	呼吸器機能障害	1・3・4級
聴覚または平衡機能の障害	2～6級	膀胱または直腸の機能障害	1・3・4級
音声・言語・そしゃく機能の障害	3・4級	小腸機能障害	1・3・4級
肢体不自由	1～7級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～4級
心臓機能障害	1・3・4級	肝臓機能障害	1～4級
腎臓機能障害	1・3・4級		

